一般社団法人長野県農業会議　第127回常設審議委員会の概要

令和8年10月15日（木）に長野市「ＪＡ長野県ビル」において開催した、第127回常設審議委員会の審議結果等の概要は下記のとおりです。

記

１　農地法等に基づく審議

（１）第１号議案

農地法第4条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

（２）第２号議案

農地法第5条の規定に基づく農業委員会からの意見聴取案件について審議した結果、「許可相当」として意見回答することを決定しました。

（３）第３号議案

農地法第39条第4項の規定（所有者不明農地に係る利用権設定の裁定）による意見聴取案件について審議した結果、「異存なし」として決定しました。

２　協議事項

（１）令和9年度一般社団法人長野県農業会議会費（案）について

資料④により説明し、原案どおり決定しました。

３　報告事項

（１）第11回長野県農業委員会大会の内容について

資料⑤により説明しました。

（２）未来投資促進法等について

資料⑥により説明しました。

一般社団法人長野県農業会議 第127回常設審議委員会 出席者名簿

期日 令和8年10月15日
場所 JA長野県ビル12A

■常設審議委員 在籍者30人、出席者25人 （敬称略）
○印は出席者

	氏名			
正副会長	24 （会　長）望月　雄内 ○	1 （副会長）市川　覚 ○	8 （副会長）田中　悦郎 ○	
常設審議委員	2 小山田　武 ○	3 片岡　正夫 ○	4 小泉　幸善 ○	
	5 氣賀澤道雄 ○	6 宮崎　光由 ○	7 志水　敏春 ○	
	9 佐原　悦司 ○	10 伊藤　宏昭 ○	11 柳澤　雅仁 ○	
	12 神林　利彦 ○	13 曽根　信一 ○	14 増田　善行 ○	
	15 沼田　浩子 ○	16 神農　佳人	17 宮澤　哲弘 ○	
	18 眞島　実 ○	19 望月　隆	20 村山　一善 ○	
	21 平林　孝保 ○	22 新芝　正秀	23 長谷川　孝治 ○	
	25 依田　明善	26 伊藤　祐三	27 二村　喜子 ○	
	28 髙林　敬子 ○	29 小林　文彦 ○	30 小林　茂樹 ○	26
県等	県農業政策課 市川農業団体・共済係長、野村農地調整係長			2
事務局	小林専務理事兼事務局長（前掲）、坂下部長、土屋部長、山際部長代理、中島審議役、土屋主査、高嶋主任、岩瀬主事、倉田嘱託			10

一般社団法人長野県農業会議　第127回常設審議委員会次第

日　　時：令和8年10月15日（木）13:30～
場　　所：長野市　ＪＡ長野県ビル12階「12A会議室」

1　開　　会

2　挨　　拶

3　会務報告

4　議長就任

5　議事録署名人指名

6　審　　議
第1号議案
農地法第4条の規定による意見回答について

第2号議案
農地法第5条の規定による意見回答について

第3号議案
農地法第39条第4項の規定（所有者不明農地に係る利用権設定の裁定）による意見回答について

7　協議事項
（1）令和9年度一般社団法人長野県農業会議会費（案）について

8　報告事項
（1）第11回長野県農業委員会大会の内容について
（2）未来投資促進法等について

9　その他
（1）次回の開催計画について
11月13日（金）13:30～　ＪＡ長野県ビル「１２Ａ会議室」

10　議長退任

11　閉　　会

主　要　会　務　報　告

（令和８年９月 15 日開催の常設審議委員会以降）

１　主催会議

（１）総務・情報部関係

９月１５日	第 126 回常設審議委員会	（長野市）
９月２０日	職員採用一次試験	（長野市）
９月２８日	期限付き職員採用説明会	（長野市）

（２）農政・農地部関係

９月１５日	県農業委員会協議会と県農政部との意見交換会	（長野市）
９月２８日	野沢温泉村・栄村新任農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会	（野沢温泉村）
１０月　１日	所有者不明農地対策事業打ち合わせ	（中川村・飯島町）
１０月　２日	〃	（岡谷市・佐久市）
１０月　８日	地区常設審議委員会	（小諸市、塩尻市、長野市）
１０月　８日	中信地区常設審議委員等による現地視察	（木曽町、南木曽町）
１０月　９日	地区常設審議委員会	（伊那市）

（３）担い手・経営・年金部関係

１０月　７日	「雇用就農資金」現地確認調査	（東信４経営体）
１０月　９日	第２回募集「雇用就農資金」雇用就農者事業説明・研修会、同研修指導者等への事業説明会・指導者養成研修会者事業説明・研修会	（Ｗｅｂ）
１０月１４日	「雇用就農資金」現地確認調査	（北信２経営体）

２　組織関連の会議

９月１８日	県農業委員会協議会第２回役員会
９月２５日	南牧村農業者年金研修会
９月２８日	野沢温泉村・栄村農業委員会合同研修会
１０月　６日～７日	養鶏協会北信越ブロック大会
１０月　７日	女性農業委員登用促進打ち合わせ
１０月　９日	県農業法人協会南信ブロック会議
１０月１４日～１５日	北信越ブロック女性農業委員会研修会

３　その他の会議

９月１６日	自民党県議団への令和９年度予算・施策に対する要望
９月１６日	米政策に係る農業再生協議会担当者会議
１０月　２日	農福連携推進研修会

①

農地法第４条第４項及第５項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

（令和8年10月）

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積（㎡）		
			田	畑	計
東信	0	0	0.00	0.00	0.00
南信	0	0	0.00	0.00	0.00
中信	0	0	0.00	0.00	0.00
北信	1	1	0.00	0.33	0.33
須坂市	1	1	0.00	0.33	0.33
合計	1	1	0.00	0.33	0.33

須坂市農業委員会関係　４条

申請番号	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	申請人	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	須坂市[redacted]	[redacted]	畑 畑	農振地域・農用地区域	0.33		須坂市[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／再エネ発電設備 営農型太陽光発電設備 1,651.00	営農型太陽光発電施設設置のため。	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障がない 開発許可　不要 計画変更　無 パネル下部作付作物 ブルーベリー 農地面積　3,474㎡ 発電出力　49.5kw 許可日～３年間
			畑　1筆		0.33					
			計　1筆		0.33					

②

農地法第５条第３項の規定による意見聴取件数・面積一覧表

（令和8年10月）

地区 農業委員会名	市町村数	件数	面積（㎡）		
			田	畑	計
東信	3	3	30,362.75	6,417.00	36,779.75
軽井沢町	1	1	22,465.75	3,305.00	25,770.75
御代田町	1	1	0.00	3,112.00	3,112.00
上田市	1	1	7,897.00	0.00	7,897.00
南信	3	4	66,749.00	11,185.15	77,934.15
茅野市	1	1	4,106.00	0.00	4,106.00
飯島町	1	2	43,443.00	7,631.00	51,074.00
飯田市	1	1	19,200.00	3,554.15	22,754.15
中信	2	2	35,699.00	0.00	35,699.00
大町市	1	1	30,565.00	0.00	30,565.00
白馬村	1	1	5,134.00	0.00	5,134.00
北信	0	0	0.00	0.00	0.00
合計	8	9	132,810.75	17,602.15	150,412.90

軽井沢町農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	軽井沢町[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域外	678.00	第2種	渡人 軽井沢町[redacted]	転用 [農地法]その他の業務用地／宿泊施設	権利を取得し、宿泊施設として利用したいため。	農委会　許可相当 位置的代替性が無い 売買 開発許可　有 計画変更　無 全体面積　31,590㎡ 駐車台数　135台
		(他19筆) 畑　3筆　3,305.00 田　17筆　22,465.75 計　20筆　25,770.75						受人 群馬県前橋市[redacted] 株式会社清友 代表取締役[redacted]	宿泊施設・駐車場 10,510.00		

御代田町農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種		譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	御代田町		畑 畑	農振地域外	3,112.00	第3種	渡人	御代田町	転用 [農地法]住宅用地／一般個人住宅	権利を取得し、宅地分譲するため。	農委会　許可相当 売買 第一種低層住居専用地域 開発許可　有 計画変更　無 359.75㎡～455.97㎡ 6区画
								受人	軽井沢町 株式会社タカラクリエイト 代表取締役	宅地分譲		
				畑　1筆		3,112.00						
				計　1筆		3,112.00				3,112.00		

上田市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	上田市[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域外	2,175.00	第3種	渡人 安曇野市[redacted]	転用 [農地法]その他の業務用地／駐車場・資材置場	既存施設を拡張し、製品置場・駐車場として利用したいため。	農委会　許可相当 売買 令和7年3月26日農振除外 開発許可　有 計画変更　無 全体面積　43,563.33㎡ 駐車台数　5台
		（他 5筆）		田　6筆		7,897.00		受人 岡谷市[redacted]	製品置場・駐車場		
				計　6筆		7,897.00		諏訪倉庫株式会社 代表取締役[redacted]	7,897.00		

茅野市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	茅野市[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域外	1,603.00	第1種	渡人 東京都[redacted]	転用 [農地法]住宅用地／一般個人住宅	権利を取得し、建売住宅を販売するため。	農委会　許可相当 集落接続 売買 開発許可　有 計画変更　無 193.73㎡～277.10㎡ 16区画
		（他３筆）		田　4筆		4,106.00		受人 茅野市[redacted] 株式会社マルユー 代表取締役[redacted]	建売住宅		
				計　4筆		4,106.00			1,014.88		

飯島町農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	飯島町[redacted]	[redacted]	畑 畑	農振地域・農用地区域外	113.00	第1種	渡人 飯島町[redacted]	転用 [農地法]その他の業務用地／その他	権利を取得し、産業廃棄物及び一般廃棄物処分場を整備するため。	農委会　許可相当 市街地に設置することが困難又は不適当な施設 売買 開発許可　有 計画変更　無 農振除外 令和8年1月13日 駐車台数　17台
		（他20筆） 田　14筆　32,076.00 畑　7筆　7,631.00 計　21筆　39,707.00						受人 飯島町[redacted] 有限会社田切クリーンセンター 代表取締役[redacted]	産業廃棄物及び一般廃棄物最終処分場 33,183.00		
2	有償・自作地	飯島町[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域	1,536.00		渡人 飯島町[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／土石等採取用地	権利を設定し、砂利採取をするため。	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障が無い 賃借権 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～１年５カ月間
		（他3筆） 田　4筆　11,367.00 計　4筆　11,367.00						受人 駒ヶ根市[redacted] 竹花工業株式会社駒ヶ根支店 取締役支店長[redacted]	砂利採取場 11,367.00		

飯田市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 / 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） / 譲受人又は借主（借人）	形態 / 用途 / 施設 / 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	飯田市[redacted]	[redacted]	畑 畑	農振地域・農用地区域外	574.00	第2種	渡人 飯田市[redacted]	転用 [農地法]その他の業務用地／その他	権利を取得し、産業団地を造成するため。	農委会　許可相当 位置的代替性がない 売買 令和7年3月28日 農振除外 開発許可　有 全体面積　92,759㎡ 1.5ha～2.6ha ３区画
		（他41筆） 田　32 筆　19,200.00 畑　10 筆　3,554.15 計　42 筆　22,754.15						受人 飯田市[redacted] 飯田市長　佐藤　健	産業団地 22,754.15		

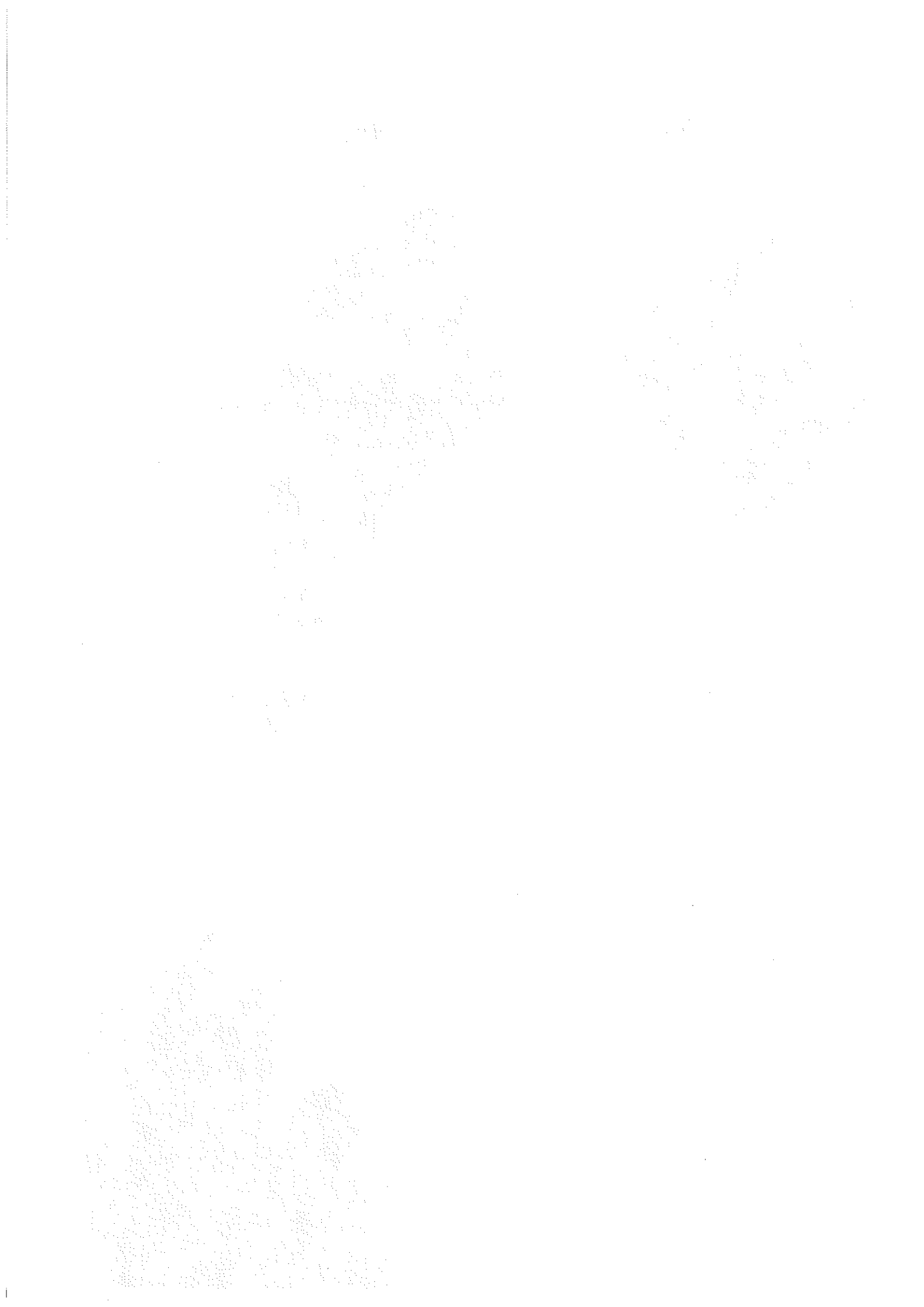
大町市農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	大町市[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域外	5,921.00	第2種	渡人 大町市[redacted]	転用 [農地法]工・鉱業(工場)用地	権利を取得し、工場等用地として開発したいため。	農委会　許可相当 位置的代替性がない売買 令和8年4月14日農振除外 開発許可　有 計画変更　無
		（他 7 筆）		田　8筆		30,565.00		受人 長野市[redacted] 株式会社みすずｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ 代表取締役 [redacted]	工場等用地		
				計　8筆		30,565.00			11,286.89		

白馬村農業委員会関係　５条

申請番号	権利	所在	地番	登記簿地目 現況地目	農振	面積（㎡）	地種	譲渡人又は貸主（貸人） 譲受人又は借主（借人）	形態 用途 施設 施設面積（㎡）	申請事由	備考
1	有償・自作地	白馬村[redacted]	[redacted]	田 田	農振地域・農用地区域	1,957.00		渡人 白馬村[redacted]	一時転用 [農地法]その他の業務用地／土石等採取用地	権利を設定し、砂利を採取するため。	農委会　許可相当 一時転用で農振計画に支障がない 賃借 開発許可　不要 計画変更　無 許可日～２年
		（他3筆）		田　4筆		5,134.00		受人 白馬村[redacted] 株式会社 マテリアル白馬 代表取締役 [redacted]	砂利採取		
				計　4筆		5,134.00			5,134.00		





③

所有者不明農地への利用権の設定について

長野県農政部農業政策課

1　制度の概要

所有者が死亡するなど、所有者が不明となっている農地について、新たな担い手に貸し付ける制度

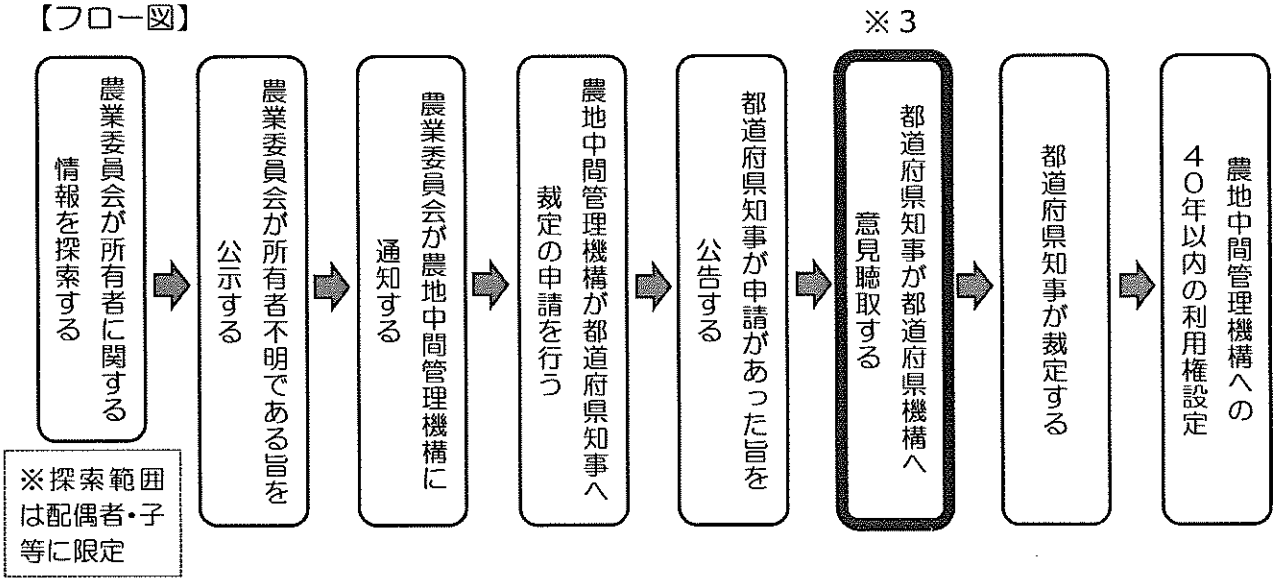
2　事務の流れ

農業委員会において所有者の探索及び所有者不明の旨の公示を行った後、農地中間管理機構へ通知を行う。

通知を受けた農地中間管理機構は、当該農地の利用権（※１）の設定について県へ裁定申請を行う。

県が裁定すると、農地中間管理機構（※２）は利用権を取得し、借受希望者に貸し付けることができる。

【フロー図】



※１　利用権

農地を利用する権利

※２　農地中間管理機構

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため農地の貸借及び売買を行う公益法人。長野県では、長野県農業開発公社が役割を担っている。

※３　都道府県機構への意見聴取

農地法第３９条第４項の規定により、都道府県知事が裁定しようとするときは、あらかじめ都道府県機構の意見を聞かなければならないとされている。

3　裁定内容

別紙のとおり

（別紙）

利用権設定の裁定にあたっての意見聴取事案一覧

長野県農政部農業政策課

1　裁定の内容

案件番号	所在及び地番	地目	面積（㎡）	内容	始期	存続期間	補償金の額（※）	補償金の支払の方法
1	長野市若穂保科3812番２	田	679	利用権	令和８年12月19日	10年１ヶ月	13,580円	長野地方法務局長野支局へ供託

※賃借料に相当するものとして、農地中間管理機構が法務局へ供託する金銭。

2　裁定にあたっての確認事項と県の判断

（案件番号１　長野市若穂綿内）

項目	確認事項	県の判断
裁定の必要性	①意見書の内容その他当該農地の利用に関する諸事情を考慮して引き続き農業上の利用の増進が図られないことが確実と認められるか（農地法第 39 条）	農地の所有者が死亡し、耕作の事業に従事する者が不在となっており、農業上の利用の増進が図られないことが確実と認められる
	②農地中間管理機構が当該農地について農地中間管理事業を実施することが当該農地の農業上の利用の増進を図るため必要かつ適当であると認められるか（農地法第 39 条）	農地の所有者が死亡し、耕作の事業に従事する者が不在となっており、今後農地としての利用を確保するためには農地中間管理事業を実施することが必要かつ適当であると認められる
裁定内容の妥当性	③所在、地番、地目、面積、権利の内容、権利の始期、存続期間が申請の範囲を超えないこと（農地法事務処理基準第 13 の２の（２））	申請のとおり裁定する
	④利用権の内容が、農地の現況及び用途からみて通常用いられる範囲内の利用形態であること（農地法事務処理基準第 13 の２の（３））	借受希望者は、現況田である農地に水稲を作付する計画であり、通常用いられる範囲内の利用形態であると認められる
	⑤補償金の額は、近傍類似の農地の借賃等を十分考慮し、生産条件等を勘案して算定すること（農地法事務処理基準第 13 の２の（４））	申請地周辺の近傍類似農地の賃借料は 3,000 円/10ａであるが、当該農地は面積が小さく、畦畔が大きいことや水持ちが悪いこと等を考慮し 2,000 円/10ａと算定されている。これをもとに面積に応じた額（※）を設定しており、妥当であると認められる ※2,000 円÷1,000 ㎡×679 ㎡＝1,358 円

現地写真（長野市若穂保科 3812 番 2）



④

令和９年度（一社）長野県農業会議会費の考え方（案）について

令和８年１０月１５日
第 127 回常設審議委員会

１　農業委員会協議会（市町村）からの会費

令和９年度の会費は、近年の社会経済情勢の変化に鑑み、新たに物価上昇分を加算した総額 11,084,000 円（対前年度 49 千円増額）でお願いしたい。（Ｒ８対比、減額協議会４、増額協議会７）

２　会費の算定方法について

（１）基本額については、令和 8 年度会費の算定方法（均等割、農家戸数割、経営耕地面積割）と同様の方法で算定することとし、基礎数値については、今回公表された 2025 センサスを引用した。
算定した結果、R8 対比で増額となる協議会は、前年度と同額（据置き）とした。

（２）その上で、令和 9 年度については、物価上昇（3%）加算に係る均等割（@4,000 円/1 委員会）を一律加えさせていただいた。

＜算定方法＞
（１）　基本額（従来からの算定方法）
　① 均等割（@1 万円/1 委員会）及び、②農家戸数割（50%）と③経営耕地面積割（50%）のシェアで計算
（２）　物価上昇加算（3%）に係る均等割（新たな算定方法）　@4 千円/1 委員会

３　各協議会の会費　　裏面

４　農業委員会協議会以外の普通会員（団体会員）からの会費

令和８年度と同額（据置き）を基本とし、各団体に協力を依頼する。

５　農業会議の令和９年度重点取組事項

農業委員会が行う法令業務の適正な執行、農地利用最適化活動の推進に向け、下記の事項を重点的に支援していく。

（1）令和７年３月に策定した「地域計画」に基づく実践活動と計画の一層のブラッシュアップなど、農業委員会の一層の取組強化が求められている。

（2）このため、農業委員会業務が適切かつ円滑に実施できるよう農業委員会活動への支援を強化していく。（農業委員、農地利用最適化推進委員への研修充実及び情報提供活動の強化）

（3）市町村農業委員会事務局のマンパワー不足に向けたサポート、相談活動を強化していく。（個別相談・巡回相談活動等を実施）

令和9年度会費の算定資料（案）

単位：円

区　分	（1）基本額											（2）物価上昇均等割額	合計	令和8年度会費との差額
	農家戸数割（総農家数＋法人経営体数）		経営耕地面積割（総農家＋法人経営体）		均等割（定額）		合計	令和9年度会費試算値（百円以下四捨五入）	令和8年度会費の額	従来方法で調整後の額	差　額	物価上昇均等割	令和9年度会費額（案）	
	農家戸数等	金額 A	耕地面積	金額 B	委員会数	金額（10,000） C	D(A+B+C)	E	F	G	H(E−F)	I(F合計*3%)/77	J(G+I)	K(F−J)
佐　久	10,659	653,706	1,141,173	859,059	11	110,000	1,622,765	1,623,000	1,670,000	1,623,000	△ 47,000	44,000	1,667,000	△ 3,000
上　小	8,579	526,141	593,965	447,129	4	40,000	1,013,270	1,013,000	942,000	942,000	0	16,000	958,000	16,000
諏訪地区	5,135	314,924	382,343	287,823	6	60,000	662,747	663,000	650,000	650,000	0	24,000	674,000	24,000
上伊那	9,380	575,266	821,629	618,511	8	80,000	1,273,777	1,274,000	1,162,000	1,162,000	0	32,000	1,194,000	32,000
南信州	8,803	539,879	448,758	337,819	14	140,000	1,017,698	1,018,000	1,013,000	1,013,000	0	56,000	1,069,000	56,000
木曽地方	1,773	108,736	79,298	59,694	6	60,000	228,431	228,000	226,000	226,000	0	24,000	250,000	24,000
松塩筑安曇	13,137	805,679	1,435,424	1,080,567	8	80,000	1,966,246	1,966,000	2,047,000	1,966,000	△ 81,000	32,000	1,998,000	△ 49,000
北アルプス	2,800	171,721	376,327	283,294	5	50,000	505,015	505,000	556,000	505,000	△ 51,000	20,000	525,000	△ 31,000
須高地区	3,167	194,229	242,655	182,667	3	30,000	406,896	407,000	372,000	372,000	0	12,000	384,000	12,000
長　野	13,976	857,134	745,437	561,155	6	60,000	1,478,289	1,478,000	1,558,000	1,478,000	△ 80,000	24,000	1,502,000	△ 56,000
北信州	6,279	385,085	550,996	414,782	6	60,000	859,867	860,000	839,000	839,000	0	24,000	863,000	24,000
合　計	83,688	5,132,500	6,818,005	5,132,500	77	770,000	11,035,000	11,035,000	11,035,000	10,776,000	△ 259,000	308,000	11,084,000	49,000

令和9年度会費の算出根拠の考え方

（1）基本額	①	算定数値の農家戸数（法人経営体含む）、経営耕地面積（総農家ベース＋法人経営体ベース）は、2025年センサスを適用した。
	②	均等割を10,000円の定額とした。
	③	農家戸数割＝8年度総額(11,035,000円)－均等割総額(770,000円)÷2×農家戸数シェア
	④	経営耕地面積割＝8年度総額(11,035,000円)－均等割総額(770,000円)÷2×経営耕地面積シェア
	⑤	協議会の試算額は、上記②＋③＋④とし、算定の結果、令和8年度会費額よりも引き上げとなる協議会は、現状維持（令和8年度会費と同額）とする調整をした。
	⑥	算定の結果、令和8年度会費額より引き下げとなる協議会は、当該引き下げ額とした。
（2）物価上昇均等割額	①	会費の算定に、新たに物価上昇均等割額を加えた。
	②	物価上昇率（3%）は、独立行政法人農業者年金基金が令和8年2月18日に示した物価上昇率を参考とした。
	③	均等割額は、（令和8年度会費額合計11,035,000円×物価上昇率3%）÷77市町村＝4,299円（100円単位以下を切捨て）　→　4,000円
合計		（1）基本額に、（2）物価上昇均等割額を加え、令和9年度会費額（案）とした。

⑤

第11回長野県農業委員会大会について

1　大会開催日時等

（1）開催日時　令和８年11月20日（金）　12：30～15：30

（2）場　　所　長野市ホクト文化ホール（大ホール）

（3）内　　容

①　開　会　　（12：30～）

②　主催者あいさつ

③　農業委員会憲章唱和

④　表　彰

⑤　来賓祝辞

⑥　大会運営委員会報告

⑦　情勢報告

⑧　協　議：農地利用の最適化の推進に関する要請決議（案）

⑨　講　演：「自然災害から、「人」、「農地」、「農産物」を守る取組み」

①：気候変動の現状と今後の見通し

（一財）日本気象協会長野支店　気象予報士　杉本　麻衣子　氏

②：温暖化に対応した本県の取組みについて（技術、品種開発）

長野県農業試験場　研究企画・知的財産部長　栗原　潤　氏

⑩　大会宣言

⑪　ガンバロー三唱

⑫　閉　　会　　（～15：30）

（4）出席予定者　１，３００人

2　運営委員会の開催について

（1）対象者　　長野県農業委員会協議会　会員（18名）

（2）日　時　　令和８年11月20日（金）11時～11時30分

（3）開催場所　ホクト文化ホール　１階　「主催者事務室」

（4）内　容　　当日の大会開催に係る最終の打合せ等

（5）その他　　昼食あり

第11回長野県農業委員会大会　開催要領

1　趣　旨

本県の農業・農村は、担い手の減少・高齢化、遊休農地の増加などの構造的な課題に加え、農業資材等の価格の高止まり、地震、豪雨等の自然災害への対応等、様々な課題を抱えています。

こうした中、農業委員会組織は、「地域計画」のブラッシュアップに向け、地域農業の現状把握や協議の場への参加等の取組を進めるとともに、産地の維持・発展に必要な経営感覚にすぐれた担い手の育成や、経営発展を目指す農業者の法人化、農地の基盤整備、県内企業等との連携により、持続可能な経営体が農地を担う農業構造への転換を図る取組を進める必要があります。

そこで、「地域計画」を柱に、地域の農業・農村の課題を解決していくため、参加者全員で取組に向けた意識統一を図ることを目的に、「第11回長野県農業委員会大会」を開催します。

2　主　催

一般社団法人長野県農業会議、長野県農業委員会協議会

3　日　時

令和８年11月20日（金）　12:30～15:30

4　場　所

ホクト文化ホール（長野県県民文化会館）大ホール
長野市若里一丁目１番３号　　電話 026-226-0008

5　参加者

農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局等の関係者（約1,500名）

6　内　容

◇総合司会

	内容等		時間
（1）	開会		12：30～ （2分）
（2）	主催者あいさつ	県農業会議 望月会長	12：32～ （7分）
（3）	農業委員会憲章唱和		12：39～ （5分）
（4）	表彰 （1）農業委員等功績者表彰 ・(一社) 全国農業会議所会長表彰　1名 ・(一社) 長野県農業会議会長表彰　2名 （2）農業者年金加入推進活動功労者表彰 2名 （3）独立行政法人農業者年金基金理事長表彰 小布施町	（1）全国農業会議所 阿久津　正 組織事業本部長兼 農地・組織対策部長 （1）・（2）・（3） 県農業会議 望月会長	12：44～ (15分)

	内容等		時間
（5）	来賓祝辞 ・長野県知事 ・長野県議会議長 ・JA長野中央会会長 （来賓紹介、祝電披露、退席等）	新田　恭士　長野県副知事 依田　明善　長野県議会議長 眞島　実　ＪＡ長野中央会・各連合会副会長	12：59～ （17分）
（6）	大会運営委員会報告	伊藤 大会運営委員長 （県農業委員会協議会長）	13：16～ （6分）
（7）	情勢報告	全国農業会議所 阿久津 正 組織事業本部長兼 農地・組織対策部長	13：22～ （20分）
（8）	議長就任	（就任挨拶）	13：42～ （1分）
（9）	協議 農地利用の最適化の推進に関する要請決議（案）		13：43～ （15分）
（10）	議長退任	議長（退任挨拶）	13：58～ （1分）
	（休憩）		13：59～ （15分）
（11）	講演 演題：自然災害から、「人」、「農地」、「農産物」を守る取組み ①：気候変動の現状と今後の見通し ②：温暖化に対応した本県の取組みについて（技術、品種開発） 講演：各30分、質疑応答各5分、謝辞	①講師： 一般財団法人日本気象協会長野支店 気象予報士　杉本　麻衣子　氏 ②講師： 長野県農業試験場 研究企画・知的財産部 部長　栗原　潤　氏	14：14～ （70分）
（12）	大会宣言		15：24～ （4分）
（13）	ガンバロー三唱		15：28～ （1分）
（14）	閉会		15：29～ （1分）

7　大会の運営

別に定める要領に基づく運営委員会を設け、円滑な運営を図ることとする。

農地利用最適化の推進に関する要請決議（案）

我が国の農業・農村は、担い手の減少・高齢化、遊休農地の増加などの構造的な課題に加え、国際紛争に伴う生産資材の価格高騰、地震や気候変動に起因する自然災害への対応等、様々な課題を抱えている。

また、米の大幅な需給緩和による価格低下は、稲作農家の経営に大きな影響を及ぼしており、水田政策の見直しを含め農業施策は大きな転換期を迎えている。

このような状況下、国は「食料・農業・農村基本計画」に基づき、令和11年までの初動５年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとし、その実現に向けて各種施策を展開している。

こうした中、農業委員会組織は、「地域計画」の実行とブラッシュアップに向け、地域農業の現状把握や協議の場への参加等の取組を進めるとともに、産地の維持・発展に必要な経営感覚にすぐれた担い手の育成や、経営発展を目指す農業者の法人化、農地の基盤整備、県内食品企業等との連携により、持続可能な経営体が農地を担う農業構造への転換を図る取組に全力で取り組んでいる。

その取組を進める中、我々は多くの農業者・関係者から、農業者が安心して営農を継続できる再生産可能な農畜産物の適正価格の実現や、水田政策の見直しへの対応、担い手の育成・確保、中山間地の農業の振興などについて多くの不安や課題をお聞きし、その解決に向けた施策を実現していくことが、将来に向けた農業・農村の発展、食料安全保障の確立、農地利用の最適化の推進に不可欠であると実感している。

このため、長野県農業委員会組織は、農地利用の最適化の推進に必要な次の事項の実現を強く要請する。

記

Ⅰ　食料安全保障について

１　食料自給率目標の必達と食料自給力・国内生産の増大

食料自給率目標の達成と食料自給力の増大・確保に向けた農業構造の転換に取り組むに当たり、米は需要に応じた生産に取り組むとともに、麦、大豆、そば、飼料作物等については、生産性の向上を図りつつ、国内生産の増大に取り組むこととし、制度及び予算を確保するなど、実効性のある食料安全保障政策を確立すること。

２　水田政策の見直しと米の適正な需給

国民の主食であり、食料安全保障の要である米の自給を将来にわたって堅持していくため、生産者が将来にわたって安心して経営できる再生産可能な適正価格の実現と、消費者への安定供給を両立させる水田政策を、国の責任において構築すること。

（1）新たな水田・米政策の推進にあたっては、恒久的かつ十分な予算の確保により、将来を見通せる安定した施策として措置・運用すること。

（2）中東情勢により、コスト割れリスクが高まる中、将来にわたり安心して水田をフル活用できるよう、コスト指標が機能する需給環境の改善に向け、需要に応じた生産の徹底を強化するとともに、新たな水田政策における支援水準の確保を図ること。

（3）水田活用の直接支払交付金の要件が、「収量に応じた面積払い」となった場合でも、従来の助成水準を維持するとともに、生産性向上の取組が困難で収量性の低い中山間地等条件不利地域でも土地利用型作物等の生産が継続できるような助成体系とすること。

（4）国産米需要の回復に向け、業務用米等の需要拡大・販売促進の取り組みへの支援を拡充するとともに、米・麦・大豆等の種子生産への支援拡充や酒造好適米の安定供給に向けた支援を措置すること。

（5）頻発する自然災害や地球温暖化の進行、国際情勢の不安定さが増す中で、食料安全保障の観点から、米の需給動向を踏まえつつ、適正備蓄水準となるよう早期に政府備蓄米の買戻しを実施すること。

3　食料システム法の周知と実効性担保

適正な価格形成の実現に向けて、制度の周知を図るとともに、生産者と実需者間での価格交渉の実施状況等について実態調査や立ち入り調査を実施し、行政指導を含む規制的措置の適切な運用に努めるなど、その実効性を担保すること。

また、流通段階の改革にも取り組み、国産農産物の適正価格と消費拡大への国民理解の醸成に努めること。

4　中山間地域農業の振興

構造転換や生産性向上等が進みにくい中山間地域等条件不利地の営農継続に万全を期すため、多面的機能支払と中山間地域等直接支払の一体的運用・事務の抜本的簡素化、プッシュ型によるあまねく条件不利地での支援活用の推進、支援対象農地の拡大、加算措置を含む支援内容の充実等を行うとともに、関係予算を大幅拡充すること。併せて、地方財政措置の更なる充実を含め、地方の負担軽減を図ること。

また、全国的に取組が拡大している農村ＲＭＯは、農村コミュニティの維持に重要な役割を果たしていることから、これから取り組む地域に対する支援策を拡充するとともに、実証段階以降の地域に対しても継続的な支援策を講じること。

5　気候変動に対応した技術開発等の推進

近年、記録的な猛暑、豪雨などの気象災害が多発する傾向にあることから、農業生産の安定と生産性の向上を図るため、暑さ、湿害等に対応した新品種・新技術の開発を加速するとともに、早期の現場への普及を図ること。

また、施設園芸・畜産施設などの暑熱対策について、現地実証や温度・湿度管理システム、遮熱資材などの導入への支援を強化すること。

6　みどりの食料システム戦略を踏まえた取り組みの推進

「みどりの食料システム法」の認定を推進しつつ、先進的な環境負荷低減の取組を助長する新たな仕組みを構築し、協定による有機農業の団地化等を推進すること。

また、認定者の機械投入等の初期投資への負担軽減を図る支援を拡充するとともに、生産された農産物が適正に評価され、有利販売につながる仕組みを構築すること。

7　食料安全保障の確立に向けた農業・農村に対する国民理解の醸成等

子どもや若者、中高年を含む国民各層に、地産地消や食育の推進を通じて、農業・農村の多面的な機能や食料安全保障に果たす役割と価値について理解を深めるため、継続的かつ積極的な施策を講ずること。

Ⅱ　農業資材等の価格高騰対策について

1　中東情勢が農業者等に与える影響への対応について

（1）今後も、中東情勢の緊迫化による燃油・資材価格高騰や調達困難が心配されることから、農業者が安心して営農継続できるよう、的確な情報発信や資材の目詰まり解消の取組等、きめ細やかな対策を継続すること。

（2）肥料、農業用ビニール及び包装資材等、原料の多くを輸入に依存している資材等の使用量を削減できる栽培技術・製品開発・流通体制構築を早急に進めるとともに、優良事例等の情報共有を行い、全国的な展開を図ること。

（3）コスト指標の策定趣旨を、十分かつ継続的に周知するとともに、「フェアプライスプロジェクト」を一層推進し、消費者及び流通事業者への合理的な費用を考慮した価格形成に対する理解醸成や普及啓発を強化すること。

（4）食料システム法に基づき、農産物の生産コストが適正に価格転嫁される仕組みの実効性を確保するとともに、生産コストや適正な価格形成に関する情報の見える化、小売店頭等における消費者への情報発信など、流通・小売・消費等各段階で実践できる環境づくりを進めること。

2　農業者への支援

長期にわたる飼料・肥料、燃油、農業資材、電気料金等の価格の高止まりにより、農業経営に深刻な影響が生じていることから、現行の支援対策に加え、価格の高止まりに的確に対応した継続的な農家支援を行うこと。

また、備蓄や原材料輸出国との協定の締結、生産費の増加分を農産物価格に適正に転嫁する仕組みづくりなど、長期的な視点に立った対策を講じること。

さらに、生産性の向上や大幅な省力化につながるスマート農業の導入を強力に推進するための補助事業を拡充するとともに、農業機械、資材の価格上昇に対応した農作業機械等のレンタル制度、共同所有、サービス事業者の立ち上げ等への支援を拡大すること。

加えて、ドローン防除などスマート農業の取組を早期に普及させていくため、ほ場周辺の地域住民への理解醸成を進めること。

Ⅲ　農地利用最適化活動等について

1　農地利用の最適化活動の着実な推進

（1）農業委員会組織の活動に係る十分な予算の確保

農業委員会と農業委員会ネットワーク機構が実施する農地利用の最適化活動に必要な予算である農地利用最適化交付金、機構集積支援事業、農業委員会交付金及び農業委員会ネットワーク機構負担金の確保に万全を期すこと。

（2）最適化活動の目標設定

令和４年２月の農林水産省経営局長通知に基づき、農業委員会は毎年度、担い手への農地の集積、遊休農地の解消、推進委員等の活動日数などの目標設定を行い、最適化活動を進めている。

しかし、国の目標設定基準が、現場の実態に合わないケースも多く、農業委員・推進委員の活動意欲の低下がみられていることから、地域計画の実践に向け、農業委員会が現場の実態に合わせて主体的に目標を設定し活動できるよう速やかに見直しを行うこと。

（3）農地利用最適化推進委員等の活動記録の様式の簡素化

農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員の活動記録については、様式が複雑で記帳しづらいとの声が多く寄せられていることから、様式の大幅な簡素化を図ること。

（4）システム改修・機能強化、運用保守の予算確保

農業委員会サポートシステムは、その前身である農地情報公開システムの構築から10年余を経ている。この間、度重なる農地制度の見直しを経て、農業委員会からシステムの機能強化等の要望が多数出されている。

加えて、地域計画の推進等の農地利用最適化業務をより効率的に実施するため、システムの機能強化及び運用保守の予算を確保するとともに、タブレットの未導入及び能力アップ（更新）を行う市町村農業委員会に対し、購入費等の支援を行うこと。

（5）所有者不明農地の解消に向けた農業委員会への支援

所有者不明農地や相続未登記農地の増加により、個別の農業委員会による指導・対応だけでは遊休農地の解消や有効活用に限界が生じている。現場の農業委員会がより迅速かつ確実に対応できるよう、所有者の特定や指導・処分に関する法的権限の強化、及び実効性のある新たな法的スキーム（支援策含む）を国主導で構築すること。

（6）**第１案**　地域計画の実現に向けた農業委員会体制の強化　【全国：想定案】

「市町村が農業委員会等と協力して策定した地域計画の実現に向けて、国の責務において、将来の担い手が位置付けられていない農地の扱いや担い手の確保策の方向性を打ち出すとともに、その実現に向けた戦略的事業の構築と予算の確保、並びに農業委員会の体制整備と役割等の方針を明確に示し、その推進体制の強化を図られたい。

○第２案　農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置の見直し　【県：独自案】

「農業委員と農地利用最適化推進委員の併存配置については、市町村が農業委員会等と協力して策定した地域計画の実現に向けて、農業者や地域住民から分かりやすく、効率的に推進が図られる体制となるよう、市町村（及び農業委員会）が選択制で独自に判断した上で定数を定め、設置できる制度に見直すことを引き続き検討すること」

（7）女性委員登用等の促進

主として男性が担ってきた様々な職種において、女性の「感性」や「新たな視点」が加わることで活動が活発化している事例が多数あり、最適化活動の推進においても女性の活躍が期待される。

令和８年10月１日現在の女性登用率は農業委員で18.1%、農地利用最適化推進委員では、9.1%と前年度当初と比較すると登用率は上がっているものの、女性農業委員が居ない農業委員会が数委員会あるため、次期改選に向け更なる登用促進の取組が必要である。

このため、多くの女性の農業委員及び農地利用最適化推進委員が農業・農村の現場で活躍できるよう、女性リーダーの育成や、各種研修会の開催に併せた女性登用の機運醸成などの支援を強化すること。

Ⅳ　地域計画の実現に向けた支援について

１「地域計画」の実現に向けた体制整備と予算確保

（1）国・都道府県段階の支援体制構築と制度見直し

地域計画の実現に向け、地域計画の作成主体である市町村と、農地中間管理機構とのより強い連携に向けた体制づくりのための支援策を講じること。

また、地域計画変更時の関係者への意見聴取の簡素化など、市町村の事務負担の軽減を図ること。

（2）地域計画に基づく担い手への農地集積・集約化の着実な推進

農地の賃借等の仕組みが原則として農地中間管理事業に一本化されたことにより、農地中間管理機構の業務が大幅に増加していることから、事業の推進に必要な予算を引き続き十分確保すること。

（3）地域計画関連の補助事業の在り方

補助事業で農地の集積率や集約化の状況や10年後の受け手の特定状況等を要件にすると、集積・集約化に適さない農地や受け手が特定できない農地を地域計画から除外することも懸念される。このため、地域計画の実現を支援する事業の実施に当たって

は、要件設定を慎重に行うこと。

なお、現行ポイント制は、事業拡大期の経営体に有利に働き、中規模以下や、既に一定の規模に達した経営体に極めて不利な状況にあるため、地域農業への貢献実績を評価する枠を設けるなど、多くの農業者が事業を活用できるよう改善を図ること。

また、農用地の利用のない経営類型や地域計画を策定する予定がない市街化区域等の経営については、地域計画への位置付けを補助事業の要件としないこと。

（4）地域の課題解決につながる農業農村整備事業の推進と十分な予算の確保

生産性を高める農地の条件整備や用水の安定供給を図る農業水利施設の保全、農村地域の防災・減災対策を推進するため、必要な予算を確保すること。

また、農業構造転換集中対策を着実に実施し、担い手への農地の集積・集約化を一層推進するため、中山間地域を含めた農地の基盤整備に係る制度の拡充を図ること。

（5）農業委員会における遊休農地対策の見直し

農地中間管理機構が借り受けを断った遊休農地については、再度の意向確認は不要とすること。

再生利用困難な農地については、農業委員会による非農地判断後の市町村長による地目変更の申し出と職権での地目変更登記について、農地フル活用との整合性に留意しつつ、再度徹底を図ること。この際、農地総量の確保に留意しつつ農振地域整備計画を適切に見直すよう指導すること。

荒廃している国有農地については関係省庁が連携して耕作のための貸付けや売払い等の適切な対応を行うこと。

Ⅴ　担い手の確保対策について

1　担い手不足地域の情報発信と新規参入のマッチング

地域外の担い手を募集している地域計画の情報は、都道府県農業経営・就農支援センターや農業会議、農地中間管理機構等と共有し、マッチングの仕組みを構築すること。

2　新規就農者の経営開始に向けた支援の強化

農業用ビニールハウスや農業機械の導入など、営農開始に必要な資材・機械等の価格が高止まりしており、新規就農希望者が就農に向けた営農計画を立てられない状況となっている。

このため、新規就農に係る資材・機械等の導入に対する融資限度額の引き上げや無利子資金の貸付期間の延長、助成事業の補助率・助成限度額の大幅な引き上げなど、起業の支援を行うこと。

3　多様な担い手の確保に向けた支援の強化

早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者（65歳未満）に対し、農業用機械・施設の導入等の取組を支援する新規就農者チャレンジ事業の補助率の拡充を図るとともに、就農準備資金・経営開始資金については、前年度の世帯所得要件を緩和及び年齢要件の見直しを検討すること。

過疎化等により、特に人材が不足している中山間地域における多様な担い手を確保するため、定年退職者の就農や企業等の農業参入支援、就農・参入後のフォローアップなど参入側・受入側双方への総合的な支援を強化すること。

さらに、少量多品目の個性ある農産物の生産・販売など、地域の特色を活かした農業振興対策や農村への定住促進などの農村活性化対策を充実・強化すること。

また、農ある暮らしを推進するための市民農園の開設について、支援の充実を図ること。

4　農業者年金の制度・運用の改善

新規加入の重点である若い農業者と女性農業者の加入拡大のため、政策支援対象者への後継者の配偶者の追加など農業者年金の制度・運用の改善を図ること。

また、現在、通常加入の月額保険料は、35歳未満で政策支援加入の対象にならない農業者のみ１万円からの加入ができることとされているが、その要件を撤廃し、農業者が一律１万円から加入できる制度とすること。

Ⅵ　消費税減税に伴う農業者への影響の緩和について

飲食料品の消費税率引き下げに伴い、農業者が不利益を被ることのないよう、事務負担の軽減にも十分配慮した制度設計を行うとともに、資金繰りへの影響を含め必要な支援措置を講じること。

外食需要への影響も踏まえ、農畜産物の消費拡大に向けた需要喚起に取組とともに、事業者の円滑なシステム移行に必要な支援を講じること。

Ⅶ　地域の実態に即した農業・農村振興対策の強化

1　野生鳥獣の被害対策の推進

被害防止計画等に基づく取組を確実に実行するため、鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算を確保するとともに、捕獲に必要な資材等の対象項目を拡充すること。

また、ＡＩ・ＩＣＴ等を活用した、特に省力化に資する対策技術のさらなる研究開発を促すとともに、開発された技術の導入・普及を進めるための支援策を講じること。

2　日本型直接支払に係る支援の充実

令和９年度からの水田政策の見直しに伴う中山間地域等直接支払・多面的機能支払制度の見直しや新たな環境直接支払制度の創設に対応し、日本型直接支払制度を将来にわたり安定的に運用できるよう、必要な予算及び支援水準を確保すること。

また、対象農用地の認定支援及び集落協定等、地方自治体の事務負担軽減並びに新たな環境直接支払への円滑な移行に必要な措置を講じること。

3　他産業と連携した生産物の高付加価値化、販路の確保等の総合的な支援

近隣農地に悪影響を及ぼす農地を含め遊休農地再生活用の取組を支援する補助事業を充実させるとともに、基盤整備、受け皿組織の育成、新規作物導入への技術支援等の体制づくりや、他産業と連携した生産物の高付加価値化、販路の確保等の総合的な支援を強化すること。

4　クビアカツヤカミキリによる被害対策の強化

（1）国主導による広域一斉防除体制の構築

クビアカツヤカミキリについては、防除手法や防除水準に地域差が生じることで効果的な防除に支障を来すおそれがあることから、環境省及び農林水産省が連携し、国の防除戦略に基づく効果的な防除手法の確立、情報共有及び技術的支援を推進すること。

（2）防除に対する予算の確保

被害の拡大防止に向けた早期発見・早期防除及び被害木の適切な処理が不可欠である。一方、地方公共団体に大きな財政負担が生じていることから、「特定外来生物防除等対策事業」及び「自然観光資源の毀損を防ぐための外来生物対策事業」等による調査・監視、「消費・安全対策交付金」による防除並びに被害木の伐採・処理に必要な予算を十分に確保すること。

5　ばれいしょ輸入解禁協議への対応・国内生産基盤強化対策

米国産一般流通用生鮮ばれいしょの輸入解禁協議については、現場は輸入解禁について反対の立場であることを十分認識した上で、病害虫の侵入による産地への影響を完全に排除できるよう、科学的根拠を前提に、毅然として対応すること。あわせて、米国との協議状況等について、生産者をはじめ関係者へ十分な情報提供を行うこと。

また、輸入に依存しない、ばれいしょの安定供給体制の構築に向け、生産性向上や種ばれいしょの供給力強化など、産地の生産基盤及び国際競争力の強化等に資する必要な対策を講じること。

経済産業省

⑥

地域未来投資促進法に基づく支援措置

（抜粋版）

都道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受け、
計画に従って事業を実施する場合、様々な支援措置が受けられます。

令和８年４月時点
経済産業省 経済産業政策局
地域経済産業政策課

地域未来投資促進法（2017年７月施行）の概要

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律）

- 地域未来法は、**地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域に経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進**するもの。
- 国の基本方針に基づき、**市町村・都道府県は基本計画を策定し、国が同意**。同意された基本計画に基づき、**民間事業者等は地域経済牽引事業計画を策定し、都道府県知事が承認**。
- 国の基本方針に基づき、**地域経済牽引支援機関（公設試・大学等）は連携支援計画を策定し、国が承認**。

国：基本方針

同意

市町村・都道府県：基本計画

〔主な内容〕
- ✓ 対象となる区域（促進区域）
- ✓ 経済的効果に関する目標
- ✓ 地域の特性 × 地域の特性を活用する分野
- ✓ 地域経済牽引事業の要件
- ✓ 事業環境整備の内容

都道府県が承認

承認

地域経済牽引支援機関：連携支援計画

〔主な内容〕
- ✓ 連携支援事業の目標
- ✓ 事業の内容及び実施期間
- ✓ 支援機関の役割分担

支援

民間事業者等：地域経済牽引事業計画

〔主な内容〕
- ✓ 事業の内容・実施期間
- ✓ 地域経済牽引事業の要件への適合性
 - ①地域の特性 × 地域の特性を活用する分野
 - ②付加価値創出額
 - ③地域の事業者に対する経済的効果

支援

①税制措置　②金融による支援措置　③規制の特例措置　④予算による支援措置　等

支援措置の一覧

	ページ	概要	届出
農地転用許可等の手続きに関する配慮	14.15	• 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、農地転用許可等の手続きに関する配慮を受けることができます。	• 特例措置を受けるためには、基本計画において重点促進区域が設定されている必要があります。 • 当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定し、土地利用調整区域を設定している必要があります。
市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮	14.16	• 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、物流施設・工場等を建設する際の市街化調整区域における開発許可の手続きに関する配慮を受けることができます。	• 特例措置を受けるためには、基本計画において重点促進区域が設定されている必要があります。 • 当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定し、土地利用調整区域を設定している必要があります。
地域団体商標の登録に関する特例措置	17	• 地域経済牽引事業の実施の際には、一般社団法人も地域団体商標の登録が可能です。	—
財産処分の制限解除手続きのワンストップ化	18	• 地方公共団体を申請者に含む地域経済牽引事業計画については、補助金等により取得した財産の処分等の制限解除に関わる各省各庁の承認について、地域経済牽引事業計画の承認申請時にまとめて申請を行うことができます。	—

地域未来投資促進法における土地利用調整への配慮

- 地域未来投資促進法において事業者が土地利用調整への配慮等を受けるには、都道府県・市町村と調整して所定の手続き（「基本計画」に重点促進区域を設定、市町村が「土地利用調整計画」を策定）を経た上で、都道府県から「地域経済牽引事業計画」の承認を受ける必要がある。
- これにより、事業実施場所が農用地区域（農振法）や第一種農地（農地法）に当たる場合であっても、農地転用が可能。
 ※「農用地区域外での開発を優先すること」「面積規模が最小限であること」等の条件を満たすことが必要（右下参照）。
 最終的には、農業委員会の意見を聴いて都道府県が農地転用を許可。
- 事業実施場所が市街化調整区域（都市計画法）にも当たる場合であっても、一定の条件を満たした工場・研究施設・物流施設等については、開発許可が可能。
 ※ 最終的には、開発審査会の意見を聴いて都道府県が決定。

【土地利用調整の仕組み】

手続きの流れ

国の基本方針（第３条）

↓ 主務大臣による同意

都道府県・市町村の基本計画（第４条）
※重点促進区域の設定

↓ 都道府県による同意

市町村の土地利用調整計画（第11条）

↓ 都道府県による承認

事業者の地域経済牽引事業計画（第13条）

【農地関係手続きの配慮を受ける条件】

① **農用地区域外での開発を優先**すること

② 周辺の土地の**農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じない**ようにすること

③ **面積規模が最小限**であること

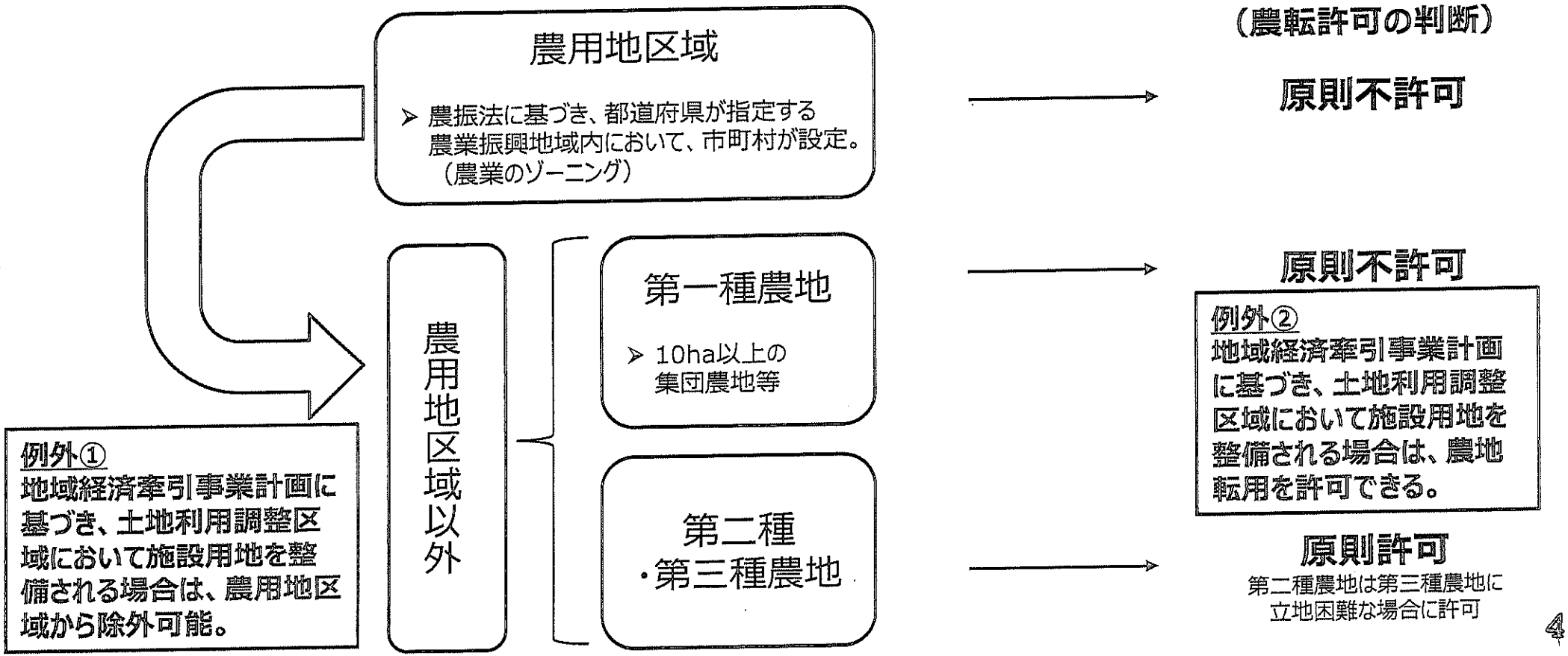
④ **面的整備の実施から８年間**が経過していること

⑤ **農地中間管理機構関連の取組に支障が生じない**ようにすること

農地転用許可等の手続きに関する配慮

- 都道府県・市町村が定める基本計画において重点促進区域が設定されており、当該基本計画に基づき市町村が土地利用調整計画を策定している場合、地域経済牽引事業計画に基づき整備される施設用地について、
 - ① 事業実施場所が農用地区域に当たる場合に、農用地区域からの除外ができます。
 - ② 事業実施場所が第一種農地に当たる場合でも、農地転用を許可できます。

＜農地法等の適用関係＞



（参考）支援措置の活用例

酒造会社グループによる観光誘客施設拠点の新設

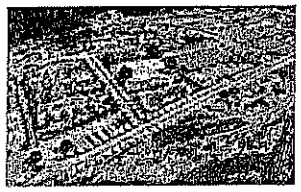
石田屋二左衛門株式会社
（福井県永平寺町・平成30年３月承認）

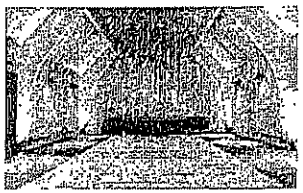
○ 活用した支援措置

- **農地転用許可等の手続に関する配慮**
- **地域未来投資促進税制**
- **固定資産税・不動産取得税の減免**

○ 事業概要

- 酒造会社グループの中核を担う同社（旧社名：黒龍酒造株式会社）は、**新たな観光客誘致**を図るため、**発酵文化の魅力を体験できる観光施設の設置**を検討。
- 事業実施場所が**農用地区域**であったことから、農地転用許可等の手続に関する配慮規定を活用し、**農地転用許可等を実現**。
- 施設の建設に当たっては、**地域未来投資促進税制等を活用**することで、**投資初期のキャッシュフロー等**を改善。





医薬品製造メーカーによる製薬工場の新設

ダイト株式会社
（富山県富山市・平成29年11月承認）

○ 活用した支援措置

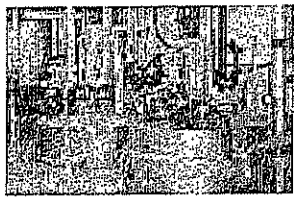
- **地域未来投資促進税制**

○ 事業概要

- 医薬品製造を営む同社は、市場の急速な拡大が見込まれる抗がん剤等の高性能薬剤の製造へ参入するため、**製薬工場の新設**を検討。



- 治験のための試作・薬剤の本格生産・包装まで、**一貫して実施可能な体制**を整備。
- 工場の建設に当たっては、**地域未来投資促進税制を活用**することで、**投資初期のキャッシュフロー**を改善。





木材加工業者による合板製造工場の新設

株式会社キーテック
（山梨県身延町・平成30年３月承認）

○ 活用した支援措置

- **地域未来投資促進税制**
- **固定資産税・不動産取得税の減免**

○ 事業概要

- 木材加工を営む同社は、針葉樹合板の旺盛な需要に対応するため、丸太の調達エリアである山梨県に**合板製造工場**を新設。
- 原料の安定供給・製造工程の効率化を図り、生産能力を向上。中央自動車道などの道路網を利用して、**消費地である首都圏に迅速な配送**する。
- 工場の建設に当たっては、**地域未来投資促進税制等を活用**することで、**投資初期のキャッシュフロー等**を改善。





経済産業省

⑥

系統用蓄電池の現状と課題

抜粋版

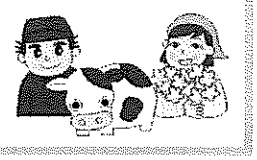
2024年5月29日

資源エネルギー庁

系統用蓄電池の導入拡大に向けた取組状況

第51回系統WG（2024年5月24日）　資料３

- **系統用蓄電池**は、再エネ電源に併設される蓄電池と異なり、**系統に直接接続**され、特定の電源の出力変動ではなく、**電力システム全体の需給変動への対応に活用**されるものである。
- 再エネの導入拡大に伴い、系統用蓄電池が果たす役割が増大していることを踏まえ、**2021年度から補助金により系統用蓄電池の導入を支援**。これまでに**計27件**の系統用蓄電池の導入を支援してきた。
- また、系統用蓄電池の法制的な位置付けを明確化するため、**2022年に電気事業法を改正**し、1万kW以上の**系統用蓄電池から放電する事業を「発電事業」と位置付け、発電事業者に対する規制と同様の規制を課す**こととした。
- さらに、2023年度に導入した、脱炭素電源等への新規投資を促進する**長期脱炭素電源オークションにおいて、系統用蓄電池を支援対象**とし、本年1月に実施した初回オークションでは、**計109万kWが落札**された。
- これらの導入支援策と並行して、系統用蓄電池の導入加速に向け、**①ビジネスモデルの確立、②接続環境の整備、③収益機会の拡大**等の取組を進めるとともに、**系統接続ルールの整備や充電抑制の試行的取組など、接続の円滑化**を図ってきている。

安心の年金・美味しい年金
農業者年金


加入推進ニュース

一般社団法人　長野県農業会議
令和８年 10 月 15 日 <No.７>

☆９月の新規加入実績

９月の新規加入者は表のとおり、３市町において、３人となりました。９月末までの新規加入者は、県全体で 36 名（目標達成率 26%）となりました。それぞれみなさん繁忙期の中のお声がけありがとうございました。35 歳未満の若者においては、保険料の引き下げ月額（10,000 円～）を利用した加入も出来ます。保険料が高くて・・・という場合にはご案内ください。

表：９月の新規加入者数　（単位：人）

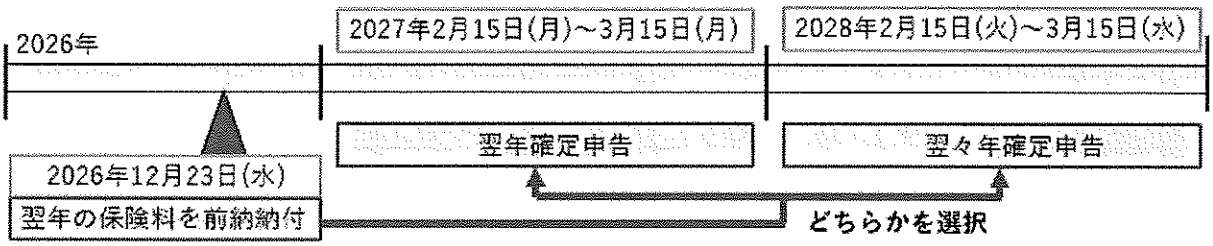
市町村名	新規加入者			市町村名	新規加入者		
	全体	20～39 歳	女性		全体	20～39 歳	女性
佐久市	1			飯山市	1		1
高森町	1	1		合計３市町	3	1	1

☆農業所得が大幅増となりそうなら、活用をご検討ください！「前納納付」

農業者年金の保険料の支払いは、①毎月納付する方法と、②翌年１年分の保険料を前納する方法があります。前納納付（翌年１年分の保険料を１２月２３日に一括払い）する最大のメリットは、その年の控除として申告できる点で、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象となるので、税負担を大幅に軽減することもできます。

下図にあるように、2027 年分の保険料を前納納付した場合は、2026 年の毎月分の保険料と合わせて、2027 年３月までの確定申告として行うか、または 2027 年分として 2028 年３月までの確定申告として行うかが選択できるようになっています。

翌年分の前納納付をご希望される方には、11 月 13 日（金）までにお近くのＪＡ金融窓口にて申請されるよう情報提供をお願いします。申込みされると 12 月 23 日（水）に口座振替されます。



☆インフォメーション　加入推進セミナー開催のお知らせ

今年も１２月２日（水）に全国農業者年金連絡協議会・全国農業会議所共催で「農業者年金加入推進セミナー」が開催されます。例年翌日が全国農業委員会会長代表者集会の日程でしたが、今年度は前日となりますのでご注意ください。大勢の皆さんの出席をお願いします。

※出席報告は 10/28(水)〆切です。会場:銀座ブロッサム（東京）、時間：13:00～15:00 予定

令和8年度　農業者年金の新規加入実績

（令和８年９月末日現在）

（単位：人）

市町村名	令和８年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20～39歳	うち女性	全体	うち20～39歳	うち女性	全体	うち20～39歳	うち女性
小諸市	2	2	1						
佐久市	4	3	2	1					
小海町	1	1	1						
佐久穂町	1	1	1						
川上村	6	5	3						
南牧村	3	3	2						
南相木村	1	1	1						
北相木村	1	1	1						
軽井沢町	1	1	1						
御代田町	2	1	1						
立科町	1	1	1						
佐久計	23	20	15	1	0	0	0	0	0
上田市	3	2	1	1		1			○
東御市	2	1	1						
長和町	1	1	1						
青木村	1	1	1						
上田計	7	5	4	1	0	1	0	0	1
岡谷市	1	1	1						
諏訪市	1	1	1						
茅野市	2	1	1	2	2	1	○	○	○
下諏訪町	1		1						
富士見町	1	1	1						
原村	2	2	1	1	1				
諏訪計	8	6	6	3	3	1	1	1	1
伊那市	2	1	1	1					
駒ヶ根市	1	1	1						
辰野町	1	1	1						
箕輪町	1	1	1						
飯島町	1	1	1						
南箕輪村	1	1	1	1		1	○		○
中川村	1	1	1						
宮田村	1	1	1						
上伊那計	9	8	8	2	0	1	1	0	1
飯田市	5	2	2	1					
松川町	3	1	1	1	1			○	
高森町	2	1	1	1	1			○	
阿南町	1		1						
阿智村	1	1	1						
平谷村	1	1		1	1	1	○	○	
根羽村	1								
下條村	1	1	1						
売木村	1								
天龍村	1		1						
泰阜村	1		1						
喬木村	1	1	1						
豊丘村	1	1	1						
大鹿村	1	1	1						
南信州計	21	10	12	4	3	1	1	3	0

（単位：人）

市町村名	令和８年度目標数			新規加入者数			目標達成状況		
	全体	うち20～39歳	うち女性	全体	うち20～39歳	うち女性	全体	うち20～39歳	うち女性
上松町	1	1	1						
南木曽町	1	1	1						
木曽町	1	1	1						
木祖村	1	1	1						
王滝村	1								
大桑村	1		1						
木曽計	6	4	5	0	0	0	0	0	0
松本市	8	4	3	4	2	1			
塩尻市	3	2	1	4	2	1	○	○	○
安曇野市	4	3	2						
麻績村	1	1	1						
生坂村	1	1	1						
山形村	2	1	1						
朝日村	1	1	1						
筑北村	1	1	1						
松本計	21	14	11	8	4	2	1	1	1
大町市	1	1	1						
池田町	1	1	1						
松川村	1	1	1						
白馬村	1	1	1						
小谷村	1	1	1						
北ｱﾙﾌﾟｽ計	5	5	5	0	0	0	0	0	0
長野市	7	3	3	2	2	2			
須坂市	4	2	2	2	1	1			
千曲市	2	1	1	1		1			○
坂城町	1	1	1	1	1		○	○	
小布施町	3	1	1	1	1			○	
高山村	1	1	1	1	1		○	○	
信濃町	1	1	1						
飯綱町	2	1	1	1					
小川村	1		1						
長野計	22	11	12	9	6	4	2	3	1
中野市	9	4	3	5	2	1			
飯山市	2	1	1	2	1	1	○	○	○
山ノ内町	4	2	2	1					
木島平村	1	1	1						
野沢温泉村	1	1	1						
栄村	1	1	1						
北信計	18	10	9	8	3	2	1	1	1
県計	140	93	87	36	19	12	7	9	6
				26%			9%		

は、令和８年度目標数を達成した市町村。